

## GMO 即レス AI 取次店規約

GMO ペパボ株式会社（以下「甲」といいます。）は、甲が運営・管理するサービス「GMO 即レス AI」のユーザー開拓・新規利用契約の締結の取次等に関する業務を委託する取引に関して、これを受託する取次店（以下「乙」といいます。）との間の権利義務関係・諸条件等を定めるものとして、この GMO 即レス AI 取次店委託規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。取次店になろうとする事業者は、甲との取次店契約の内容として本規約が適用されることを理解の上、取次店契約の申込みをするものとします。

### 第1条（定義）

本規約において用いる語句の定義は、本規約において別段の定めがある場合を除き、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、甲が「GMO 即レス AI」の名称において、「お問い合わせ対応 AI 導入支援サービス」として運営及び管理する、顧客等からのお問い合わせに対する一次対応を AI が実施するシステムを構築・提供するサービスをいいます。なお、本サービスの詳細は甲が運営及び管理する本サービスのためのウェブサイトにおいて説明され、甲は、その内容及び説明を変更することがあり、乙はあらかじめこのことを承諾するものとします。
- (2) 「取次店」とは、本規約に同意の上、第4条第1項に定める取次業務を甲から受託した者をいいます。
- (3) 「取次店契約」とは、本規約に記載の内容に従って締結され、本規約の定めをその内容に含む、甲が、乙に対し、本サービスのユーザー開拓・新規利用契約の締結の取次等に関する業務を委託する契約をいいます。
- (3) 「ユーザー」とは、本サービスを利用する事業者をいいます。
- (4) 「利用希望者」とは、ユーザーになろうとし、又はなり得る事業者をいいます。

### 第2条（取次店契約の成立）

- 1 取次店となることを希望する事業者は、甲に対し、その旨を甲所定の方法・様式に従って申し込むものとします。
- 2 甲は、前項の申込みの内容及び甲所定の審査を行うものとし、当該審査の結果、甲が申込みを承諾する場合には、その旨を甲所定の方法によって乙に通知し、これが乙に到達した時点において、甲と乙との間に取次店契約が成立するものとします。
- 3 前項に定める甲の審査は、甲の裁量により行われるものとし、甲は、審査の内容について、乙に開示する義務を負わないものとします。なお、甲は、乙に対し、審査のために必要な範囲において、乙の情報及び申込みに関連する情報の提供を求めることができるとし、乙は、甲に対し、甲の要請に応じて当該各情報を提供するものとします。
- 4 第1項に規定する甲所定の様式の申込書（電子データによる申込みの場合、甲所定の様式の申込データ）に記載の内容は、本規約と一体として取次店契約の内容を構成する

ものとしします。

- 5 前各項にかかわらず、甲は、甲の判断により、取次店になることを希望する事業者と個別に書面又は電磁的方法によって契約書を取り交わすことにより、取次店契約を締結することがあります。この場合においても、当該契約書に記載の内容は、本規約と一体として取次店契約の内容を構成するものとしします。

### 第3条（取次店契約の変更）

- 1 甲は、甲の裁量により、取次店契約の内容を変更することができるものとし、その旨を乙に通知し、又は甲が相当と認める方法によって甲と取次店契約を締結している事業者にも周知します。
- 2 乙は、前項に基づく取次店契約の内容の変更に関する異議がある場合、甲から取次店契約の内容の変更の通知を受けた日又は甲がその旨の周知をした日から10営業日（甲の営業日とします。）以内に書面をもってその旨を申し出るものとし、これがされない場合、取次店契約の内容の変更に関する同意したものとみなされることに予め同意します。
- 3 甲は、乙から前項に基づく異議が出された場合、乙との間の取次店契約を解約することができるものとしします。
- 4 甲は、取次店契約の内容の変更又は前条に基づく解約がされたことにより乙又は第三者に生じる結果及び損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとしします。

### 第4条（取次業務の委託）

- 1 取次店契約の定めに従い、甲は、乙に対して、以下の各号に定める業務（以下「取次業務」といいます。）を非独占的に乙に委託し、乙はこれを受託します。
  - (1) ユーザーの募集、利用希望者の開拓及び本サービスの利用の勧誘に関する業務
  - (2) 利用希望者に対する本サービスの内容の説明並びに利用申込手続の紹介、説明及び本サービスの申込書（以下「申込書」といいます。）の案内
  - (3) 利用希望者からの質問等への対応業務
  - (4) 前各号のほか、前各号に付随するものとして甲乙間において合意する業務
- 2 乙は、取次業務に関連する法律、規則、条例等の関係法令等を遵守し、甲と利用希望者若しくはユーザー又は第三者との間の紛争を防止し、かつ甲及び本サービスの信用を毀損することのないよう、善良なる管理者の注意義務をもって、取次業務を遂行しなければならないものとしします。
- 3 乙は、取次業務の遂行にあたり必要な情報等に疑義が生じた場合、速やかに甲に照会し、甲から指示があったときは、その指示に従うものとしします。
- 4 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除いて、請負、委託その他名目の如何を問わず、取次店契約に基づく自己の業務（取次業務を含むがこれに限られません。）の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとしします。
- 5 甲及び乙は、取次店契約によって、甲が乙に対して本サービスの利用契約の締結に関する

る代理権及び本サービスの内容、利用条件等に関する交渉権限を付与するものではないことを確認し、乙は、ユーザー又は利用希望者に対して代理権又は交渉権限を有するとの認識を生じさせるいかなる言動もしてはならないものとします。

#### 第5条（取次方法）

- 1 乙は、取次業務の遂行のため、利用希望者に対して、本サービスの内容及び利用規約その他本サービスのウェブサイト上に記載された利用条件を明示した上、申込書を案内・誘導するものとします。
- 2 乙は、前項の定めに従い利用希望者を申込書に案内・誘導した場合、当該利用希望者が乙の取次業務によって本サービスの利用の申込みをしたものと分かるよう、利用希望者に対して、指導するものとします。なお、乙は、利用希望者の申込みが乙による取次であると甲が確認できない場合、甲と当該利用希望者との間の本サービスの利用契約の締結が乙の取次によるものとはみなされないことについて、あらかじめ承諾するものとします。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、利用希望者又はユーザー若しくは第三者との間で、甲を拘束する如何なる合意、約束又は契約等をしてはならないものとします。

#### 第6条（乙による商標等の使用）

乙は、取次業務を遂行するにあたり必要があるときは、事前に甲の書面による承諾がある場合に限り、自己の運営するウェブサイト等において、甲の名称及び本サービスに関する商標、標章、ロゴ等（以下「本商標等」という。）を次の各号の定めに従って使用することができるものとします。

- (1) 甲の許諾する範囲内、使用形態で使用すること
- (2) 甲から、本商標等の使用態様及び表示方法等が適切でないことを理由として、その使用の中止又は変更を求められた場合、これに従うこと
- (3) 理由の如何を問わず取次店契約が終了した後は、本商標等の使用を速やかに中止し、以降、自己の事業活動において使用しないこと

#### 第7条（報告）

- 1 乙は、取次業務の遂行に影響を与える事象が判明若しくは発生した場合、又は取次店契約の定め違反する事由が判明若しくは発生した場合には、甲に対して、速やかに当該事象等を通知し、かつ、これらに対し甲から指示があったときは、その指示に従わなければならないものとします。
- 2 乙は、取次業務の履行状況について、甲から請求があった場合には、甲が指定した期間内に、甲の指示に基づいて指定された事項につき報告しなければならないものとします。

## 第8条（報酬）

- 1 甲は、乙に対し、乙が第1号に規定する支払基準を満たした場合、取次店契約に基づく取次業務遂行の対価として、第2号に規定する報酬基準に従い算出される金額の報酬（以下「報酬」といいます。）を支払うものとします。
  - (1) 支払基準  
乙による取次店契約に基づく取次業務の遂行の結果、利用希望者が本規約第5条第1項の申込書を利用して、本サービスの利用を申し込み、当該利用希望者と甲との間に、本サービスの新規の利用契約が有効に成立し、当該利用契約にかかる本サービスの初期費用が支払われたこと。
  - (2) 報酬基準  
新規に利用契約を締結したユーザーが甲に支払った初期費用（消費税相当額を含みません。）の金額の10パーセント相当額（消費税別途）
- 2 前項にもかかわらず、次の各号に定める場合には、当該事由にかかる利用契約又はそのおそれがあると甲が判断する利用契約に関する報酬は発生しないものとします。
  - (1) 乙に対する報酬の支払の対象となり得る利用契約に係る初期費用の全部又は一部の支払が、別途甲が指定する支払期日までに、甲において確認できない場合
  - (2) 乙に対する報酬の支払の対象となり得る利用契約が、当該利用契約の申込時に規定された契約期間内に、理由のいかんを問わず終了した場合
- 3 前項各号のいずれかに該当する場合において、既に報酬が乙に支払われているときは、乙は、甲の請求に従い、指定された期日までに当該報酬を返還するものとします。なお、甲は、当該報酬に相当する額を、前項の事由が発生した日以降に到来する支払日において乙に対して支払う報酬から控除することができるものとします。

## 第9条（不正の解明及び停止）

- 1 甲は、乙について、不正に報酬を得る目的で架空の取次業務を行うなどの不正行為（以下「不正行為」という。）の可能性のある事象（以下「不正行為の疑いのある事象」という。）を発見し、又は不正行為の疑いのある事象がある旨の指摘、通報等を受けた場合には、当該不正行為の疑いのある事象が不正行為であるか否かを甲が判断するために必要な期間において、当該不正行為の疑いのある事象にかかる利用契約に関する報酬の支払を停止することができるものとします。
- 2 甲は、前項の不正行為の疑いのある事象に関する調査が完了し、不正行為の疑いのある事象が解明され、その疑いが解消された場合には、乙に対して支払を停止した当該報酬を支払うものとします。なお、この場合、甲は、利息又は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
- 3 乙は、本条第1項の不正行為の疑いのある事象に関する調査に対して、取次業務に関する資料の提供など積極的に協力する義務を負い、協力に応じない場合や不正行為の疑いのある事象が不正行為であると甲により合理的に判断された場合には、報酬の請求権を失うものとします。

- 4 前項の定めに基づき乙が請求権を失った報酬の全部又は一部が既に乙に支払われている場合において、甲から請求を受けた時は、乙は、甲に対して当該報酬に相当する金額を返還しなければならないものとします。

#### 第10条（報酬の支払方法）

- 1 甲は、毎月末日を締切日として、乙に対する報酬の支払の対象となる本サービスに係る新規の利用契約の件数及び報酬の額を集計し、当該締切日の属する月の翌月末までに乙に対し通知するものとします。乙は、当該通知された内容に疑義が生じた場合、通知受領後3日以内にその旨を甲に申し出るものとし、当該期間内に乙から甲に特段の申し出がない場合、乙は、甲が通知した内容を承諾したものとみなすことに同意します。
- 2 甲は、前項の集計・通知をし、乙の承諾を受けた月の翌月末までに、前項の報酬の額及びこれに対する消費税相当額（以下「振込金額」という。）を、取次店契約において別途指定される乙の銀行口座に振り込んで支払うものとします。なお、振込みにかかる費用は、甲の負担とします。

#### 第11条（費用負担）

取次業務の遂行に要する交通費、旅費、通信費、交際接待費等その他の費用は、全て乙の負担とします。

#### 第12条（秘密保持）

- 1 乙は、取次店契約の内容及び取次店契約の履行の過程において知った甲の営業上及び技術上その他一切の情報並びに利用希望者及びユーザーの個人情報（以下「秘密情報」という。）については、甲の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に対して公表又は開示してはならないものとし、かつ、取次店契約に定める義務の履行又は権利の行使に必要となる場合を除き、方法・態様の如何を問わず、これを利用してはならないものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、個人情報を除いて、以下の各号に定める情報は、秘密情報から除外されるものとします。
  - (1) 甲から開示を受けた時点において、既に公知である情報
  - (2) 甲から開示を受けた後に、乙の責めによらず、公知となった情報
  - (3) 甲から開示を受けた時点において、乙が既に適法に保有していた情報
  - (4) 甲から開示を受けた後に、乙が秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に取得した情報
  - (5) 乙が甲から開示された秘密情報によらずして独自に開発した情報
- 3 取次店契約が理由の如何を問わず終了したとき、又は甲が請求したとき、若しくは秘密情報を保持する必要がなくなったときは、乙は、甲の指示があるときは甲の指示に従い、秘密情報を甲に返還し、又は廃棄若しくは破棄しなければならないものとします。

### 第13条（変更の届出）

乙は、次の各号に該当する事項に変更が生じた場合には、速やかに甲所定の方法・様式に従って当該変更につき甲に通知するものとします。

- (1) 氏名、名称、商号又は屋号
- (2) 住所又は所在地
- (3) 前各号のほか、乙が取次店契約を締結する際に甲に届け出た事項

### 第14条（権利譲渡等の禁止）

乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、取次店契約上の地位並びに甲に対する一切の権利及び義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は処分することができないものとします。

### 第15条（有効期間）

- 1 取次店契約の有効期間は、取次店契約が成立した日から1年間とします。
- 2 前項にかかわらず、取次店契約の有効期間満了の1か月前までにいずれかの当事者からも、取次店契約を終了する旨の相手方当事者に対する書面による意思表示がされない場合、取次店契約の有効期間は、期間満了日の翌日から、同一条件で、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### 第16条（甲による解除）

甲は、取次店契約の有効期間中はいつでも、乙に通知の上、乙又は第三者に対して何ら責任を負うことなく、取次店契約を解除することができるものとします。

### 第17条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合には、通知・催告等の何らの手続を要することなく、直ちに取次店契約を解除することができるものとします。
  - (1) 取次店契約の全部又は一部に違反し、相手方から相当の期間を定めて是正を求められたにもかかわらず、当該相当期間内に、当該違反を是正しなかったとき
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがなされたとき
  - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (4) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがなされ、若しくは自らかかる申立てを行ったとき
  - (5) 自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りとなったとき
  - (6) 資産、信用、又は支払能力等に重大な変更を生じたとき
  - (7) 合併によらず解散したとき
  - (8) 行政機関又は乙の加盟する業界団体その他の任意団体から、何らかの命令、処分、指導、勧告等を受けたとき

- (9) 乙が取次店契約第8条第2項第3号に該当する行為を行った場合等、取次店契約を解除すべきと合理的に判断される事象が判明又は発生したとき
- 2 本条による解除は、解除を行った各当事者の相手方に対する第20条に基づく損害賠償の請求を何ら妨げないものとします。
  - 3 乙が本条第1項各号に該当した場合において、甲は、甲の乙に対する債権があるときは、当該債権と甲の乙に対する取次店契約に基づく債務とを、その債権債務の弁済期の如何に関わらず、対当額にて相殺することができるものとします。

#### 第18条（反社会的勢力の排除）

- 1 乙は、甲に対して、取次店契約締結日において、乙、乙の取締役、監査役、執行役、執行役員等の業務執行について重要な地位にある者（併せて、以下「役職員等」という。）並びに主要な出資者が以下の各号に定める者でないことを表明し、保証します。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団の構成員（準構成員を含む。以下、同様とする。）、又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 暴力団関係企業又は本条各号に定める者が出資者又は業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員
  - (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
  - (5) 前各号に準じるもの
- 2 乙は、自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
  - (5) 前各号に準じる行為
- 3 甲は、取次店契約締結日後に、(a) 第1項各号に定める表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また(b) 乙が前項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに取次店契約を解除することができるものとします。
- 4 本条による解除によっては、甲の乙に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。
- 5 本条による解除によって乙に損害が生じた場合でも、甲は、何ら責任を負わないものとします。

#### 第19条（取次店契約終了後の取扱）

理由の如何を問わず取次店契約が終了した場合、乙は、直ちに、乙の運営するウェブサイト、印刷物、書類等における甲の取次店である旨の表示並びに本商標等の掲出等を取り止めるものとし、かつ、甲らと何らかの関係があると第三者に誤認され、又は誤認されるおそれのある行為を一切行ってはならないものとします。

#### 第20条（損害賠償）

- 1 甲及び乙は、相手方がその責めに帰すべき事由により取次店契約に違反したことにより損害を受けた場合、当該相手方に対し、現実かつ直接に被った通常の損害についてのみ、賠償を請求することができるものとします。ただし、甲の乙に対する損害賠償額は、当該賠償責任にかかる原因事実が生じた日の属する月の直前の3カ月間に乙が甲から受領した取次店契約に基づく報酬の合計額を上限とします。
- 2 乙は、取次業務の遂行に関して乙の責めに帰すべき事由によって甲に対してユーザー又は第三者からクレーム、異議、訴えの提起等がされたときは、その責任と負担においてこれらのクレーム等に対応しなければならないものとし、かつ、これらのクレーム等により甲が被った損害、損失、費用、支出等（合理的な範囲の弁護士その他の専門家の報酬及び費用を含むが、これらに限られません。）を賠償する義務を負うものとします。

#### 第21条（不可抗力免責）

いずれの当事者も、天災地変、疫病の蔓延・感染症の蔓延（その予防のための行政措置等に起因するものも含む。）、戦争、暴動、内乱、延焼による火災、洪水、法令の改廃制定、公権力の介入、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故その他自己の責めに帰すべからざる事由より取次店契約上の義務の履行が妨げられた場合、当該事由に基づく取次店契約上の義務の履行遅延および履行不能について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

#### 第22条（存続条項）

取次店契約が理由の如何を問わず終了した場合でも、第8条（報酬）（取次店契約の終了の時にユーザーとの本サービスの利用に係る契約が既に成立しているものに限ります。）、第9条（不正の解明及び停止）、第10条（報酬の支払方法）、第12条（秘密保持）、第14条（権利譲渡等の禁止）、第17条（契約の解除）第2項及び第3項、第18条（反社会的勢力の排除）第4項及び第5項、第19条（取次店契約終了後の取扱）、第20条（損害賠償）、第21条（不可抗力免責）、本条（存続条項）、第23条（準拠法）及び第24条（裁判管轄）の規定は、有効に存続するものとします。

#### 第23条（準拠法）

取次店契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第24条（裁判管轄）

取次店契約に関する甲と乙との間の一切の紛争の解決については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（協議）

取次店契約に定めのない事項、又は取次店契約の解釈に関する疑義については、甲乙双方が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

2024年9月4日制定・施行